

# 千早赤阪村 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1・取組目的

- ▶ 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- ▶ 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

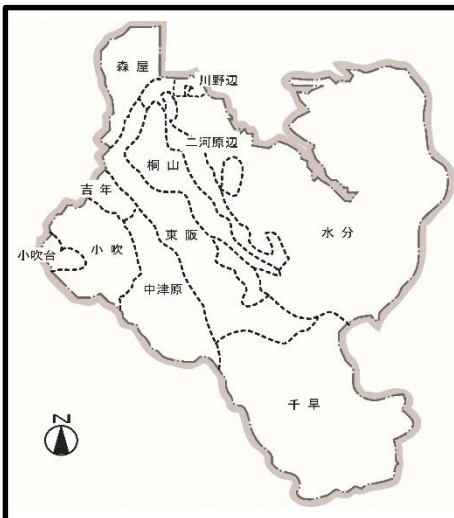
## 2・緊急耐震重点区域の設定

- ▶ 緊急耐震重点区域は、本村の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

**緊急耐震重点区域：千早赤阪村 全域**

### ○対象住宅

- ▶ 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



森屋・水分・川野辺・二河原辺・桐山・千早・東阪・吉年・中津原・小吹・小吹台 (11地区会、2自治会)

## 3・取組期間

- ▶ 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。  
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：平成31年度から平成37年度（7年間）

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
AP作成	■							
個別訪問等		普及啓発						

## 4・個別訪問等の実施

個別訪問等は下記の通り行う

- ▶ DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- ▶ リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

## 5・その他の普及啓発活動

個別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- ▶ 住宅耐震啓発パンフの配布
- ▶ 広報紙・ホームページによる周知

## 6・関係団体との連携

- ▶ 個別訪問等及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

## 7・実績の公表

- ▶ 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに村のホームページにて公表する。